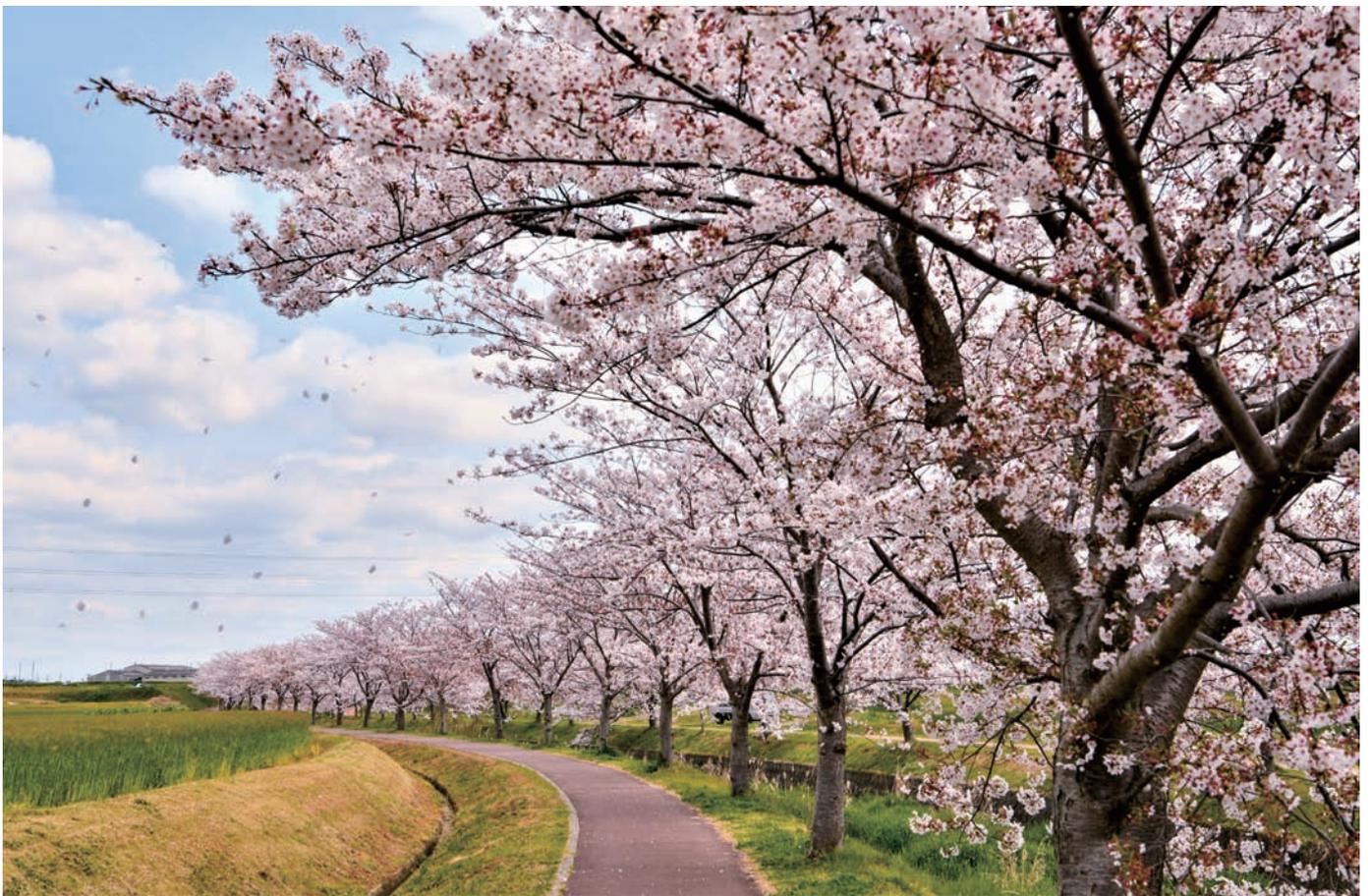




兵ト協ニュース

NEWS For HYOGO TRUCKING ASSOCIATION

2021.4 No.417



主な記事

- 令和3年度兵ト協事業計画及び予算が承認されました
- 令和3年春の全国交通安全運動公益社団法人全日本トラック協会実施計画
- 2021年度安全性評価事業(Gマーク)説明会のご案内

場所：曇 川(稲美町)
撮影者：佐々木和彦(近畿システム管理株式会社)

主な同封物

- 第49回トラックドライバーコンテスト兵庫県大会出場者大募集
- 羅針盤

CONTENTS



トピックス

令和3年度兵ト協事業計画及び予算が承認されました 1

行政からのお知らせ

(国土交通省) 令和3年度 整備管理者選任前研修(4月~9月)について 2

近畿運輸局管内の運輸支局(神戸運輸監理部兵庫陸運部含む)における受付時間の繰り上げについて(お知らせ) 5

全ト協からのお知らせ

令和3年春の全国交通安全運動公益社団法人全日本トラック協会実施計画 6

事務局からのお知らせ

第49回トラックドライバー・コンテスト兵庫県大会開催のお知らせ 9

「2021年度安全性評価事業(Gマーク)説明会」のご案内 13

「標準的な運賃を活用するための原価計算・荷主交渉」セミナーを開催しました 16

理事会だより

17

近畿トラック青年協議会からのお知らせ

トラックをさがせ! チャレンジ!! 20

会員だより

22

兵庫県トラック協会青年部協議会からのお知らせ

チャリティ・ボランティア事業として寄付しました 23

適正化事業実施機関からのお知らせ

今月のテーマ(運行管理の1丁目1番地「適正な点呼」の実施について) 24

協会日誌

26

トピックス

令和3年度兵ト協事業計画及び予算が承認されました

3月19日(金)に行われた理事会で兵ト協の令和3年度の事業計画及び予算が承認されました。改正貨物自動車運送事業法の施行に伴う「標準的な運賃の更なる浸透」に取り組むとともに、生産性の向上や取引環境の改善等「働き方改革」の実現に向けた対策の推進等7項目の最重要施策及び5項目の重点施策を推進していきます。

[最重要施策]

- 1 新型コロナウイルス感染症対策等の推進
- 2 改正貨物自動車運送事業法の周知徹底及び「標準的な運賃」の浸透等による適正な運賃・料金収受の推進
- 3 「働き方改革」の実現に向けた対策の推進
- 4 人材確保対策の積極的な推進
- 5 交通及び労災事故の防止対策の推進
- 6 高速道路料金の割引の拡充及び重要物流道路等広域道路ネットワークの整備など使いやすい道路の実現
- 7 新技術を活用した物流の効率化等の推進

[重点施策]

- 1 自動車関係諸税の簡素化・軽減の実現
- 2 燃料対策等の推進
- 3 環境・省エネ対策の推進
- 4 適正化事業等の推進による法令遵守の徹底
- 5 災害発生時における緊急輸送体制の確立

令和3年度一般会計収支予算書総括表

(研修会館特別会計を含む) (単位:円)

科目	合計
I 事業活動収支の部	
1. 事業活動収入	254,623,000
2. 事業活動支出	229,608,500
事業活動収支差額	25,014,500
II 投資活動収支の部	
1. 投資活動収入	1,000
2. 投資活動支出	11,601,000
投資活動収支差額	△11,600,000
III 財務活動収支の部	
1. 財務活動収入	0
2. 財務活動支出	30,000,000
財務活動収支差額	△30,000,000
IV 予備費支出	22,000,000
当期収支差額	△38,585,500
前期繰越収支差額	42,700,000
次期繰越収支差額	4,114,500

詳しくは下の兵ト協ホームページのディスクロージャーをご覧ください。

<http://www.hyotokyo.or.jp/about/a04.html>

令和3年度交付金会計収支予算書総括表

(近代化基金運営事業特別会計・施設等運営事業特別会計を含む) (単位:円)

科目	合計
I 事業活動収支の部	
1. 事業活動収入	616,250,000
2. 事業活動支出	639,795,000
事業活動収支差額	△23,545,000
II 投資活動収支の部	
1. 投資活動収入	20,000,000
2. 投資活動支出	38,861,000
投資活動収支差額	△18,861,000
III 財務活動収支の部	
1. 財務活動収入	30,000,000
2. 財務活動支出	0
財務活動収支差額	30,000,000
IV 予備費支出	0
当期収支差額	△12,406,000
前期繰越収支差額	47,555,355
次期繰越収支差額	35,149,355

※兵庫県からの交付金の通知がないため令和2年度の交付額を前提に予算だてしています。



行政からのお知らせ



国土交通省

令和3年度 整備管理者選任前研修(4月～9月)について

※ 整備管理者選任前研修は、整備管理者の資格を有さない方が受ける研修ですので、自動車整備士（1級～3級）の資格をお持ちの方、若しくは既に整備管理者に選任されている方が受ける研修ではありません。

・実施日時及び実施場所（令和3年4月～令和3年9月予定分）

実施日時	実施場所	予約受付期間
令和3年5月10日(月) 【午前】 9:30～12:30	兵庫県自動車整備会館 神戸市東灘区魚崎浜町33	令和3年4月5日(月) 午前9時 ～令和3年4月16日(金)
令和3年5月10日(月) 【午後】 13:30～16:30	兵庫県自動車整備会館 神戸市東灘区魚崎浜町33	令和3年4月5日(月) 午前9時 ～令和3年4月16日(金)
令和3年5月14日(金) 【午後】 13:30～16:30	姫路自動車整備教育会館 姫路市飾磨区中島3308	令和3年4月19日(月) 午前9時 ～令和3年4月28日(水)
令和3年7月13日(火) 【午前】 9:30～12:30	兵庫県自動車整備会館 神戸市東灘区魚崎浜町33	令和3年6月22日(火) 午前9時 ～令和3年7月6日(火)
令和3年7月13日(火) 【午後】 13:30～16:30	兵庫県自動車整備会館 神戸市東灘区魚崎浜町33	令和3年6月22日(火) 午前9時 ～令和3年7月6日(火)
令和3年9月3日(金) 【午後】 13:30～16:30	姫路自動車整備教育会館 姫路市飾磨区中島3308	令和3年8月13日(金) 午前9時 ～令和3年8月27日(金)

【予約受付について】

- ◎研修は会場の収容人数等の都合上、**予約制**としています。
- ◎各実施日が**定員に達した場合は受付期間内でも予約受付を終了**します。
- ◎予約受付の方法については、web予約のみとしておりますので、神戸運輸監理部ホームページ（次ページURL）で『予約受付の方法はこちら』をご確認下さい。

【研修当日について】

- ◎受付は研修開始時間の30分前より開始します。
- ◎受付時にお持ちいただくもの
 - ・ご本人確認書類（運転免許証、マイナンバーカード、その他公的機関が発行した顔写真付きの証明書） ※有効期間内のもの
 - ・受講番号の確認出来るもの
 - ・筆記用具
 - ・マスク（受付時に本人確認のため、一時的に外していただく場合があります。）

【注意事項】

- ◎研修会場に入る前には手指の消毒を行っていただき、受講の際は必ずマスクを着用してください。
- ◎発熱、咳、倦怠感などの風邪症状のある方の受講をお断りします。
- ◎新型コロナウイルスに罹患し治癒していない場合は受講しないでください。

※最新の情報につきましてはホームページよりご確認ください。
http://www.tb.mlit.go.jp/kobe/kensatoroku/template_00003.html
(令和3年度整備管理者研修 神戸運輸監理部ホームページ)



神戸運輸監理部兵庫陸運部
検査整備保安部門 TEL：078-453-1103

【会場案内地図】

・兵庫県自動車整備会館【令和3年5月10日・令和3年7月13日】

【午前】
受付時間 9:00～9:30
研修時間 9:30～12:30

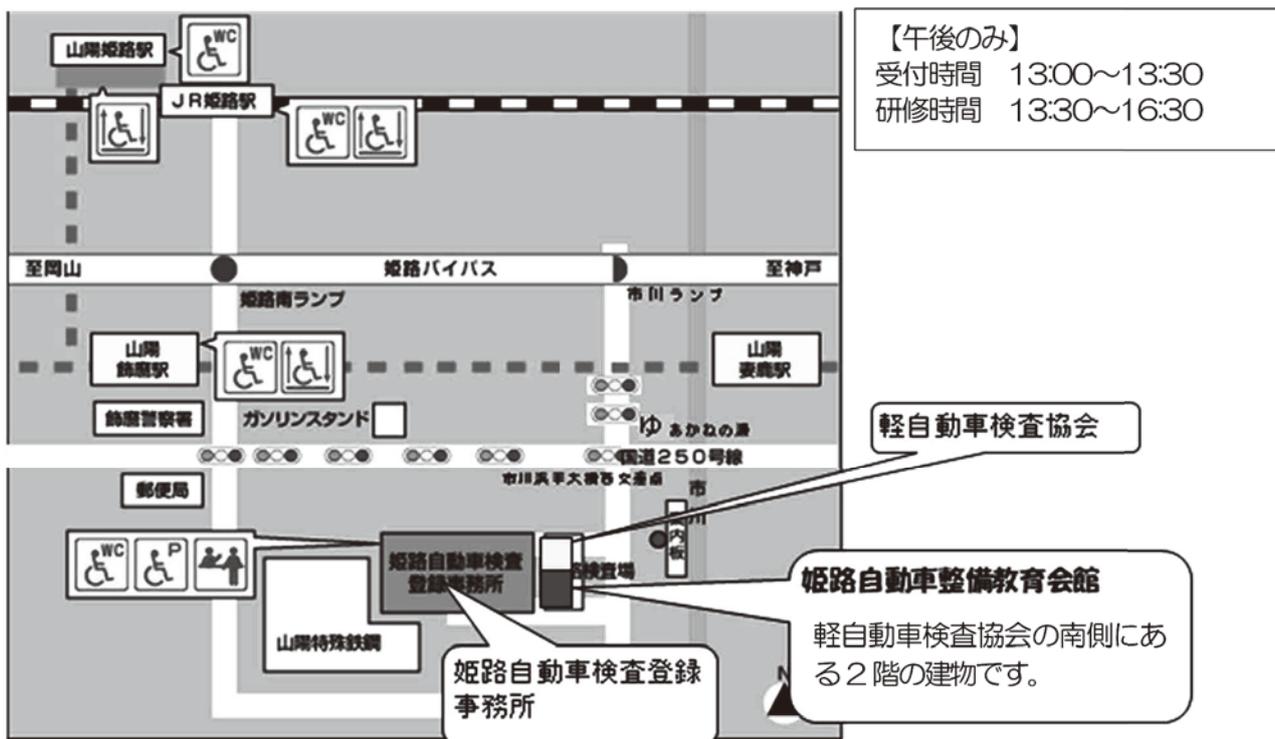
【午後】
受付時間 13:00～13:30
研修時間 13:30～16:30

兵庫県自動車整備会館
陸運部の西側、5階建の建物です。

※ご来場の際は公共交通機関をご利用下さい。

Map details: The map shows the location of the venue (兵庫県自動車整備会館) relative to the 兵庫陸運部. It includes major roads like 国道2号線 and 国道43号線, and JR lines like 山手幹線 and 阪神青木線. Landmarks such as JR住吉駅, JR摂津本山駅, and JR本山駅前 are marked. A callout box points to the venue building, stating it is a 5-story building located west of the陸運部. A note at the bottom right advises using public transportation for the event.

・姫路自動車整備教育会館【令和3年5月14日・令和3年9月3日】



OFF

きれいな空気を大切に…

アイドリングストップ宣言

(一社)兵庫県トラック協会

近畿運輸局管内の運輸支局(神戸運輸監理部兵庫陸運部含む)における受付時間の繰り上げについて(お知らせ)

近畿運輸局管内の運輸支局及び神戸運輸監理部兵庫陸運部の輸送部門(バス、タクシー、トラック事業等の許認可等窓口)におきましては、平日の8時30分から17時15分(12時から13時除く。)までを業務時間として、申請等の受付業務を行っているところです。

今般、業務効率化による申請者負担の軽減や、働き方改革の一環として、下記のとおり、申請等の受付時間を1時間繰り上げて設定することとしました。

これにより、受付時間外に申請処理業務を集中的に行うことで、書類審査等の効率化による処理期間の短縮や超過勤務の削減が期待されます。

皆様のご理解とご協力をお願い申し上げます。

記

1. 実施年月日 令和3年4月1日(木)
2. 受付時間 8時30分から16時まで(12時から13時及び土休日除く。)

※ 業務は17時15分まで行っているため、16時以降は申請を一切受け付けないということではなく、申請者の方々のご協力をお願いするものです。



令和3年春の全国交通安全運動 公益社団法人全日本トラック協会実施計画

令和3年3月11日
公益社団法人全日本トラック協会

全日本トラック協会（以下「全ト協」）は、中央交通安全対策会議交通対策本部決定の令和3年春の全国交通安全運動推進要綱、並びに国土交通省策定の同実施計画に基づき、下記のとおり実施項目を定め、各都道府県トラック協会に対し事前の準備を働きかけ、4月6日（火）から同月15日（木）までの期間中における本運動を効果的に実施する。

また、実施にあたっては、全国運動重点の「子供と高齢者を始めとする歩行者の安全と自転車の安全利用の確保」、「自転車の安全利用の推進」、及び「歩行者等の保護を始めとする安全運転意識の向上」に留意し、さらに、事業用トラック向けの対策を含めた下記事項について積極的に取り組む。

－ 記 －

1. 安全運行の確保

会員事業者（運行管理者を含む。以下「事業者等」）は、運転者に対し、次の事項を重点においた安全運行の徹底について指導する。特に、事業用トラックによる飲酒運転事故の増加や、事故の過半数を追突事故が占め、かつ、死亡事故の約4割が交差点で発生している現状を踏まえ、下記（1）「飲酒運転の根絶」、（2）「追突事故及び交差点における事故の防止」を最重点推進項目として徹底する。

<最重点推進項目>

（1）飲酒運転の根絶

飲酒運転の根絶を徹底するため、全ト協制作の「飲酒運転防止対策マニュアル」等を活用し、運転者に対する適切な指導監督を実施するとともに、アルコール検知器を使用した厳正な点呼を実施する。

（2）追突事故及び交差点における事故の防止

事業用トラックにおける事故の半数を占める追突事故及び、事業用トラックが第1当事者となる死亡事故の約4割を占める交差点事故を防止するため、車籍別、車両区分別、道路区分別等詳細に交通事故実態を分析し、交通事故実態に即した事故防止セミナーを全国展開するとともに、運転者への指導・教育を促し、追突事故防止及び交差点における事故防止の徹底を図る。

また、追突事故発生時における被害の軽減に有効な「衝突被害軽減ブレーキ装置」搭

載車の普及、及び交差点等における左折事故防止対策の取り組みとして、車載カメラ装着車両の普及を促進する。

<重点推進項目>

(3) 子供と高齢歩行者の交通事故防止

子供と高齢者の傍を通過する際は、十分に速度を落とすなど、思いやりのある運転の励行。

(4) 夕暮れ時と夜間の歩行中・自転車乗用中の交通事故防止

夕暮れ時と夜間における歩行中及び自転車乗用中の交通事故を防止するため、前照灯の早めの点灯と、昼間よりも控えめの速度での走行の励行、交差点通過時における車両周辺の歩行者等の安全確認の励行を徹底する。

(5) 携帯・スマートフォンの使用禁止の徹底

乗務中の携帯電話による通話やスマートフォンの操作の禁止について徹底を図る。また、横断歩道において歩行者を優先するよう徹底する。

(6) 高速道路における事故の防止

高速道路における事故は、高速道路に入り1時間以内に多く発生しているため、高速道路に入った後は可能な限り早い段階で休憩をとらせるなど、高速道路における事故防止を徹底する。

(7) トレーラ事故の防止

全ト協制作の「トレーラハンドブック」や「鉄鋼輸送に携わるプロ運転者・管理者用ガイドブック」等を活用し、海上コンテナの固定方法や鋼材の固縛方法を再確認し、横転や荷崩れ等のトレーラ事故の防止を図る。

(8) 健康起因事故の防止

国土交通省制作の「事業用自動車の運転者の健康管理マニュアル」及び全ト協が制作した「トラック事業者のための健康起因事故防止マニュアル（改訂版）」等に基づき、点呼時等において運転者の疲労、睡眠不足の状況等、健康状態の確認を徹底し、体調急変に伴う事故の防止を図る。

(9) 過労運転等の防止

事業者は、運転者に、過労運転や睡眠不足が交通事故を引き起こす恐れがあることを理解させ、休憩又は睡眠のための時間及び休息のための時間が十分確保されるよう勤務時間及び乗務時間を定めるとともに、運行管理者に対しては運行経路、運行時間、休憩地点等を含む適切な運行指示書の作成や運行計画、並びに乗務割の作成を行い、点呼時等において運転者の疲労、睡眠不足の状況等、健康状態の確認を徹底するよう

指示し、過労運転や睡眠不足による運転の防止に努める。

(10) 「WEB版ヒヤリハット集」を活用した安全意識の高揚

全ト協ホームページ上に掲載中の「WEB版ヒヤリハット集」等を活用したKYTを実施し、「だろー運転」から「かもしれない運転」を心掛けるよう徹底を図る。

2. 車両の安全性の確保

事業者等は、「自動車点検整備推進運動」及び「不正改造車を排除する運動」を積極的に推進し、大型車の車輪脱落やスペアタイヤ落下による事故等を防止するため、車両の日常点検及び定期点検の確実な実施に努めるとともに、不正改造の防止を徹底する。

3. 事故情報等の収集による安全意識の高揚

事業者等は、全ト協ホームページ上に掲載されている「トラックの重大事故にかかる統計データ」や、国土交通省メールマガジン「事業用自動車安全通信」等を活用することにより事業用自動車の重大事故発生状況、事業用自動車に係る各種安全対策等についての情報収集に努め、従業員の安全意識の高揚を図る。

(参考「事業用自動車安全通信」登録用URL

<http://www.mlit.go.jp/jidosha/anzen/anzenplan2009/mailmagazine.html>)

4. 広報活動の推進

- (1)全ト協並びに各都道府県トラック協会は、ポスター、機関紙(誌)、ホームページ等により、本運動の主旨の徹底を図る。
- (2)各都道府県トラック協会及び事業者は、社内報等の他、ポスター、垂れ幕、立て看板等の掲示や、運行管理者及び運転者を対象とする講習会等の開催に努め、本運動の趣旨を周知させるとともに安全意識の向上を図るよう働きかける。
- (3)各都道府県トラック協会は、子どもや高齢者を対象とした安全教室の開催や、一般市民を対象とした交通安全イベントを主催あるいは共催するなどし、地域における交通安全の啓発も積極的に行う。
- (4)全ト協は、ラジオ放送を活用した交通安全運動のPRを行い、運転者のほか、広く一般市民に対し交通安全意識の高揚を図る。特に、4月10日(土)が「交通事故死ゼロを目指す日」であることに重点を置く。

以上

事務局からのお知らせ

<第49回トラックドライバー・コンテスト兵庫県大会開催のお知らせ>

標記大会を次頁の実施要綱のとおり開催いたします。

出場希望者は、同封の申込用紙に必要事項をご記入の上、所属する支部に令和3年5月6日(木)必着にてお申し込みください。

参加資格を審査するため運転経歴証明書の申請を行いますので、必ず選手本人の承諾を得た上でお申し込みください。

【大会名】

第49回トラックドライバー・コンテスト兵庫県大会

【申込期日】

令和3年5月6日(木) 所属支部必着

【開催日時】

令和3年7月10日(土) 9:00~16:00

【開催場所】

兵庫県警察本部運転免許試験場(明石市荷山町1649-2)

【競技部門】

11トン部門、4トン部門、トレーラ部門、2トン部門

但し、2トン部門(女性選手は除く。)の全国大会への推薦はない。

なお、女性選手のうち、全部門を通じて最高得点者は、各部門表彰とは別途、賞状を授与致します。

以上



トラックドライバー・コンテスト兵庫県大会 実 施 要 綱

【目 的】

事業用トラックドライバーに求められる高度な運転技能と、関係法令及び車両構造等に係る専門的な知識を競い、他の模範となることで、社会的責任を担うトラックドライバーとしての自覚と誇りを持たせ、業界を挙げた安全意識の高揚と交通事故防止活動の推進に資する。

【主 催】

一般社団法人兵庫県トラック協会

【後 援】（予定）

国土交通省神戸運輸監理部

兵庫県

兵庫県警察

一般財団法人兵庫県交通安全協会

（順不同）

【協 力】（予定）

いすゞ自動車近畿株式会社

神戸日野自動車株式会社

三菱ふそうトラック・バス株式会社 近畿ふそう

UDトラックス株式会社

（順不同）

【出場選手と資格】

1. 兵庫県トラック協会会員事業所在籍の運転者で勤務成績が優秀であること。
2. 参加申込日において、過去3年間人身事故（業務外の人身事故を含む。）を起こしたことがないこと。
3. 参加申込日において、過去1年間無事故、無違反（業務外の事故、違反を含む。）であること。
4. 各部門への出場は1会員1名とする。
5. 女性ドライバーの出場は前項と別に1会員1名を認める。
6. 全国トラックドライバーコンテストで優勝した者並びに全国トラックドライバーコンテストに各部門を通じて2回出場している者等、全国トラックドライバーコンテストの出場資格のない者は出場することができない。
7. 無資格者、並びに参加申込日から大会当日までの間に事故を起こした者及び違反を犯した者の入賞は取り消すものとする。
8. 会員外の出場資格を別途定める。
なお、申込者数が定員を超えた場合、会員事業所所属の申込者を優先する。

【申込み】

出場選手が勤務する兵庫県トラック協会会員が所属する支部の推薦による。
但し、定員を超えた場合、1支部あたりの参加数を調整する。

【部門及び定員】

4トン部門、11トン部門、トレーラ部門、2トン部門とし、各部門13名とする。
なお、2トン部門（女性選手は除く。）の全国大会推薦はない。
※状況により各部門の定員を調整する場合があります。

【表彰】

1. 選手表彰

- (1) 兵庫県トラック協会会長賞：各部門の入賞者（優勝～3位）
- (2) 神戸運輸監理部長賞：2トン部門の優勝者、及び女性出場選手のうち最高得点者
なお、女性選手の出場が1名の場合は最高得点者表彰はない。
- (3) 兵庫県知事賞：4トン部門の優勝者、及び11トン部門の優勝者
- (4) 兵庫県警察本部長・兵庫県交通安全協会会長賞（連名）
：トレーラ部門の優勝者

2. 事業所表彰

兵庫県トラック協会会長賞：各部門の入賞者、並びに女性出場選手のうち最高得点者が所属する事業所

【全国トラックドライバーコンテストへの推薦】

協会長が、当大会の結果を踏まえ出場資格要件を勘案し兵庫県代表を選出し推薦する。

【競技審査の概要】

1. 学科競技

安全な交通の方法等に関する必要な知識の会得状況について試験する。

- ①試験方法：短答式
- ②試験時間：50分
- ③試験内容：法規（道路交通法）、構造機能（車両）、運転常識（プロドライバーとしての一般的認識事項等）

2. 実科競技

安全・無事故運転を主体として、交通法規の遵守、基本操作技術、及び日常点検動作について審査する。

- ①審査方法：一定時間における運転の基本操作、及び整備点検について審査する。
- ②審査内容：実科競技実施要領に明示する。

3. 競技の配点及び順位の決定方法

(1) 配点 1000点満点

- ア 学科競技：法規150点、構造機能75点、運転常識75点
- イ 実科競技：700点

(2) 順位の決定方法

総合得点の上位順とし、同点の場合は次による。

- ア 過去5年間免許歴を有し、かつ過去5年間無事故・無違反の者とする。
- イ 実科競技の得点の高い者とする。
- ウ すべてが同点の場合は、高年齢者（同年齢者の場合は誕生日が先の者）とする。

4. 競技運営に係る統一基準

- 大会中は、兵庫県トラック協会が定める統一ゼッケンを着用すること。
- なお、学科競技及び実科競技中の帽子の着用は自由とする。

【大会の中止】

新型コロナウイルスの感染拡大状況及び災害、並びに異常気象等、やむを得ない場合は、大会を中止する。その場合においては、全国大会代表選考会を開催し、全国大会への推薦を行う。但し全国大会が中止になる場合は、全国大会代表選考会の開催はない。

なお、大会中止は、原則、大会前日の17時までに大会会長が決定し、速やかに関係各所に通知する。また、大会当日に急遽中止となった場合においても同様とする。

【注意事項】

1. 学科競技・実科競技中は、選手と主催者側以外の者との接触は厳禁する。
これに違反した選手は失格とする。（付き添いや事業所の方は十分注意し、選手に近づかないこと。）
2. 運転競技コースの下見において、巻き尺等の使用は禁止する。
3. ゼッケンは、学科競技、実科競技、開会式、表彰式のすべてに着用する。他の場合は、選手の自由とする。
4. その他大会中においては主催者側の指示に従うこと。

「2021年度安全性評価事業（Gマーク）説明会」のご案内

「貨物自動車運送事業安全性評価事業（Gマーク制度）」は、荷主企業や一般消費者が、より安全性の高いトラック運送事業者を選びやすくするとともに、トラック運送業界全体の安全性向上に対する意識を高めるための環境整備を図ることを目的として、全国貨物自動車運送適正化事業実施機関（全日本トラック協会）が平成15年度から実施しているものであり、経団連傘下の企業をはじめ多くの荷主企業がトラック運送事業者を選定する際の目安とするなど認知が進んでおります。

つきましては、2021年度安全性評価事業認定申請に係る説明会を下記のとおり開催いたしますのでご案内させていただきます。参加を希望される方は、別紙参加申込書により5月7日（金）までに兵庫県貨物自動車運送適正化事業実施機関までFAXにてお申込み下さい。

なお、定員に達した場合、参加をお断りすることがありますので、ご了承下さい。

このご案内は3月時点でのお知らせです。新型コロナウイルスの感染拡大状況によりましては、中止となる可能性があります。中止の場合は当協会ホームページにてお知らせしますので、出席される方は、事前に兵庫県トラック協会ホームページ（URL: <http://www.hyotokyo.or.jp/>）にて中止の状況についてご確認をお願いいたします。

記

第1回 姫路会場

日 時 2021年5月13日（木）13時30分～（13時受付）
場 所 兵庫県トラック協会西部研修会館 2階 大会議室
姫路市中地字村東26-1（次頁地図参照）
※駐車場には限りがあります。
会館付近に有料駐車場あり（各自負担）。
TEL 079-294-0797
定 員 70名

第2回 神戸会場

日 時 2021年5月19日（水）13時30分～（13時受付）
場 所 兵庫県トラック総合会館 3F 大会議室
神戸市灘区大石東町2-4-27（次頁地図参照）
※駐車場には限りがありますので、公共交通機関をご利用下さい。
TEL 078-882-5556
定 員 150名

申込み・問い合わせ先

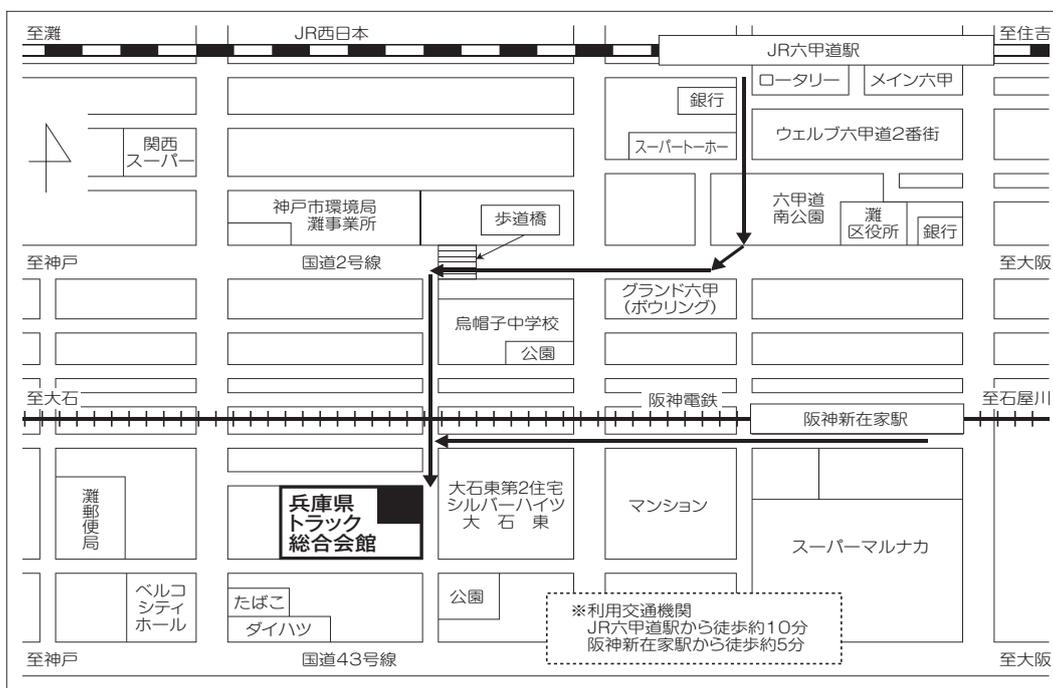
〒657-0043
神戸市灘区大石東町2丁目4番27号
兵庫県貨物自動車運送適正化事業実施機関
（兵ト協 適正化事業部）
TEL 078-882-5556
FAX 078-882-5565

以 上

会場地図

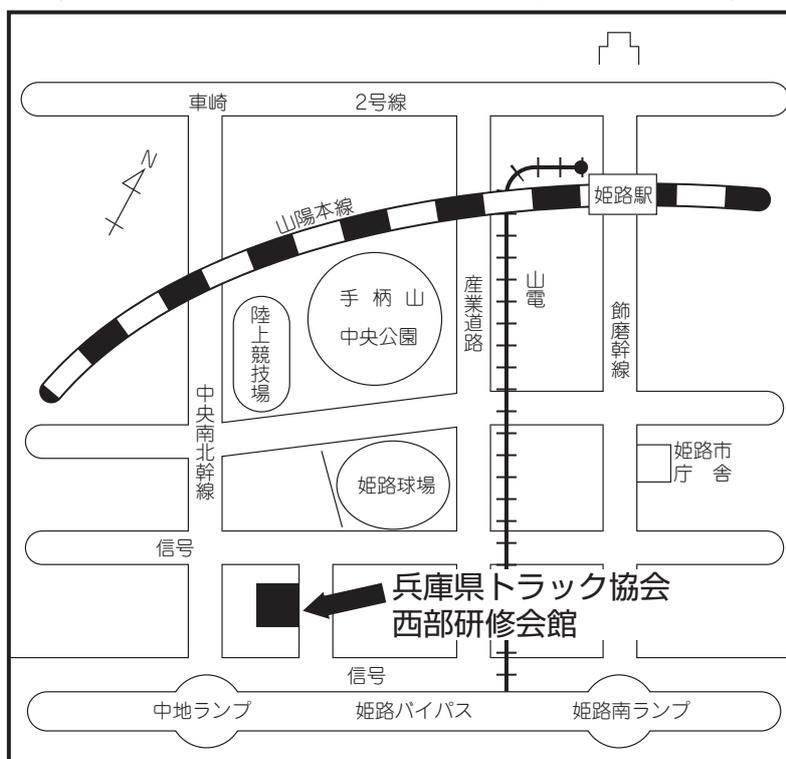
(神戸会場)

〈兵庫県トラック総合会館〉



(姫路会場)

〈兵庫県トラック協会 西部研修会館〉



■ 姫路バイパス中地ランプからバイパス北側道路を東へ100m、信号を左折。

両会場ともに駐車台数に限りがございますので、公共の交通機関等をご利用ください。

『2021年度安全性評価事業(Gマーク)説明会』
参加申込書

兵庫県貨物自動車運送適正化事業実施機関 宛
(FAX 078-882-5565)

※参加を希望される会場に○印を付けて下さい。

◎第1回 5月13日(木)13:30～ 姫 路 会 場()

◎第2回 5月19日(水)13:30～ 神 戸 会 場()

会 社 名 _____

住 所 〒 _____

電 話 番 号 _____

F A X 番 号 _____

参 加 者 氏 名 _____

「標準的な運賃を活用するための原価計算・荷主交渉」セミナーを開催しました

会員事業者が、「標準的な運賃」の考え方と原価計算について理解を深め、荷主との交渉に活用することを目的として、標記セミナーを以下の内容で開催いたしました。

1. 日 時

神戸会場 2月5日（金）

姫路会場 2月12日（金）

両会場とも 13:30～16:30



神戸会場

2. 場 所

神戸会場：兵庫県トラック総合会館

姫路会場：兵庫県トラック協会西部研修会館

3. 講 師

日本PMIコンサルティング株式会社

代表取締役 小坂 真弘 氏



姫路会場

4. 講 座

「標準的な運賃を活用するための原価計算・荷主交渉」

1. 「標準的な運賃」の特徴と運賃交渉に向けた取組について
2. 原価計算に基づいた「標準的な運賃」の活用と自社の運賃表の作成について
3. 荷主交渉への対策について（届出、申入れ・交渉の方法、書類作成等）

中小トラック運送事業者の経営者及び運賃管理・交渉者 等

5. 対象者

経営者及び管理者

6. 参加者

神戸会場 36名

姫路会場 23名

理事会だより

令和2年度第3回常任理事会・総務委員会合同会議 を開催しました

日 時 令和3年3月8日（月）
場 所 兵庫県トラック総合会館

福永会長、他常任理事23名、監事2名が出席し、下の議題は全て理事会に上程されることが承認されました。また、報告事項について報告・説明しました。

議 題

(1) 第3回理事会対処について

- ① 理事会開催日程（案）について
- ② 令和2年度運輸事業振興助成交付金事業会計補正予算（案）について
- ③ 令和3年度事業計画（案）について
- ④ 令和3年度一般会計収支予算（案）及び研修会館特別会計収支予算（案）について
- ⑤ 令和3年度運輸事業振興助成交付金事業会計収支予算（案）及び事業計画（案）について
- ⑥ 令和3年度交付金事業運営関連特別会計収支予算（案）について
ア 令和3年度近代化基金運営事業特別会計収支予算（案）
イ 令和3年度施設等運営事業特別会計収支予算（案）
- ⑦ 施設等運営事業基金の一部処分（案）について
- ⑧ 令和3年度地方貨物自動車運送適正化事業実施機関事業計画（案）及び収支予算（案）について
- ⑨ 第45回近代化基金融資推薦公募枠（案）について
- ⑩ 会員の入会の承認について
- ⑪ 役員旅費規程の改正（案）について
- ⑫ 会長表彰候補者の選定について
- ⑬ 協会役員の改選について
- ⑭ 定款第28条第7項に基づく業務執行状況報告について

(2) その他

- ・令和3年度トラック関係予算・税制等について



令和2年度第3回理事会を開催しました

日 時 令和3年3月19日（金）
場 所 兵庫県トラック総合会館

福永会長、他理事35名、監事 2名が出席し、下記の議案は全て承認されました。

議 題

【審議事項】

- 第1号議案 令和2年度運輸事業振興助成交付金事業会計補正予算（案）について
- 第2号議案 令和3年度事業計画（案）について
- 第3号議案 令和3年度一般会計収支予算（案）及び研修会館特別会計収支予算（案）について
- 第4号議案 令和3年度運輸事業振興助成交付金事業会計収支予算（案）及び事業計画（案）について
- 第5号議案 令和3年度交付金事業運営関連特別会計収支予算（案）について
 - ア 令和3年度近代化基金運営事業特別会計収支予算（案）
 - イ 令和3年度施設等運営事業特別会計収支予算（案）
- 第6号議案 施設等運営事業基金の一部処分（案）について
- 第7号議案 令和3年度地方貨物自動車運送適正化事業実施機関事業計画（案）及び収支予算（案）について
- 第8号議案 第45回近代化金融融資推薦公募枠（案）について
- 第9号議案 会員の入会の承認について
- 第10号議案 役員旅費規程の改正（案）について
- 第11号議案 会長表彰候補者の選定について
- 第12号議案 協会役員の改選について

【報告事項】

- 定款第28条第7項に基づく業務執行状況報告について
- 令和3年度トラック関係予算・税制等について（全ト協）



燃 料 価 格 情 報

軽油「元売別」購入価格表（令和3年2月末現在）

（単位：円/ℓ）

元売名	区分	ローリー	組 合	カ ー ド	スタン
		平 均	平 均	平 均	平 均
J X T G		92.90	94.90	98.08	111.06
出 光		88.70	94.77	100.10	
コ ス モ		90.30	92.63	97.00	
三 井		89.40			
そ の 他		88.70	90.76	95.50	106.33
総 計		90.61	92.58	98.11	108.36
3 / 1	全国平均	85.98	調査なし	94.77	94.94
	近畿平均	85.53		93.94	94.69

兵ト協
調 べ

全ト協
調 べ

（消費税抜き）

軽油価格年間推移表（兵ト協調べ）

（単位：円/ℓ）

集計月	区分	ローリー	組 合	カ ー ド	スタン
		平 均	平 均	平 均	平 均
令和2年3月		93.94	98.07	102.21	108.29
令和2年4月		82.54	91.03	91.42	97.97
令和2年5月		72.08	74.79	78.70	90.31
令和2年6月		66.90	69.74	75.35	81.70
令和2年7月		73.95	77.00	82.04	89.69
令和2年8月		77.92	80.61	84.85	91.77
令和2年9月		81.11	84.59	89.38	96.33
令和2年10月		81.63	84.61	90.32	93.70
令和2年11月		80.19	82.74	88.15	93.10
令和2年12月		79.38	81.75	87.60	97.15
令和3年1月		83.07	86.14	90.43	100.34
令和3年2月		85.78	88.67	92.72	106.53
令和3年3月		90.61	92.58	98.11	108.36
年 間 平 均		80.78	84.09	88.74	96.53

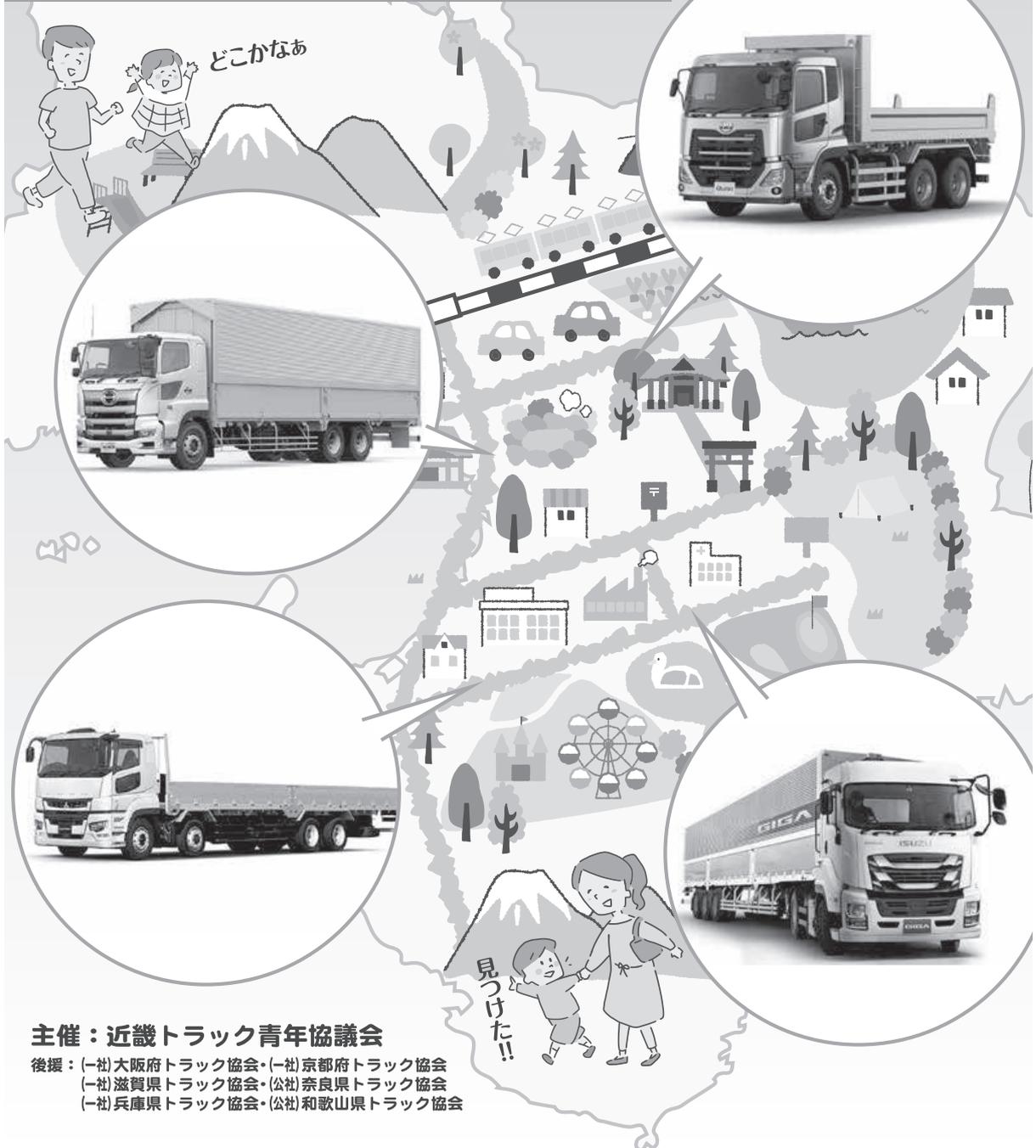
※前月分の価格データを集計しています。

（消費税抜き）

“軽油は兵庫県下で買いましょう”

トラックをさがせ! チャレンジ!!

暮らし けいざい
トラックは生活と経済のライフラインです。

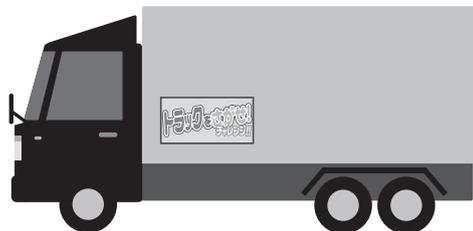


主催：近畿トラック青年協議会

後援：(一社)大阪府トラック協会・(一社)京都府トラック協会
(一社)滋賀県トラック協会・(公社)奈良県トラック協会
(一社)兵庫県トラック協会・(公社)和歌山県トラック協会

『トラックをさがせ! チャレンジ!!』とは

新型コロナウイルス感染症の蔓延により、日本だけでなく、世界中が大変な状況となっております。このような状況の中、わたしたち近畿トラック青年協議会では、三密にならないように、トラック・インターネット・ステッカー・パンフレット等を活用して、人々が日常生活を送るために欠かせない仕事を担っている運送業界の取組を、もっとたくさんの皆様に知って頂いて、元気、笑顔をお届けするために、「トラックをさがせ! チャレンジ!!」を企画いたしました。皆様、近畿各地でステッカーの貼ってあるトラックを見つけて、特設サイトからのご応募お待ちしております!



応募方法

本イベントのステッカーを貼ってあるトラックを探し、ステッカー記載のキーワードを検索し、特設サイトからご応募下さい。特設サイト内の動画を見て頂くことで応募が可能となります。(動画内にキーワードのヒントがあります!) 応募頂いた皆様の中から抽選で右記の豪華景品、その他クオカード等が当たります!

開催期間
2021年4月1日~4月30日

各府県青年部組織より以下の商品を1点協賛いただいております。



大阪府内のアトラクション券



ネスタリゾート神戸内で使用できる金券



旅行券3万円分



近江牛セット



掃除機



アドベンチャーワールド入園券 (家族4人分)

※本イベントは、特設サイト応募フォームよりご応募を受付しています。電子メール、FAXからのご応募は受付しておりません。
※当選者の発表は、賞品の発送を持って代えさせていただきます。電話やメールでの当選結果のご質問にはお答えできませんので、ご了承ください。
※賞品の発送は2021年5月中旬頃から順次行う予定です。その他詳細については、特設サイトをご確認ください。

近畿トラック青年協議会について

わたしたち近畿トラック青年協議会(通称:KTS)は、近畿の運送会社の若手経営者のリーダーが集まって出来た団体です。これまで30年以上にわたって運送業界を盛り上げるため、様々な活動を行ってきました。めまぐるしく変わる社会情勢に対応していくため、著名な専門家や評論家、経営者を招いて研修事業の実施。全国の青年部の仲間達との交流。清掃活動、募金活動等のチャリティ・ボランティア事業。近畿の児童を対象としたKTS 児童絵画コンクールなど、沢山の活動を実施しております。

わたしたち近畿トラック青年協議会は「やる気!元気!近畿!」をスローガンとして、これからも運送業界を盛り上げるため、頑張っております!



会 員 だ よ り

入会届

入会年月日	支部名	種別	会社名	代表者名	主たる連絡先	
3.2.19	東部	一般利用	(株)We-ingLink	上 鶴 芳 彰	〒664-0017 伊丹市瑞ヶ丘1-43	TEL 072-781-6123 FAX 072-782-9737
2.22	但馬	一般利用	(株)マサキ	栃 尾 正 樹	〒668-0873 豊岡市庄境137	TEL 0796-24-3635 FAX 0796-20-2591
3.2	西播	一般	やまびこ(有)	山 羽 剛 平	〒571-0017 大阪府門真市四宮6-2-7	TEL 072-803-8228 FAX 072-803-8227
3.3	東部	一般	(株)M Style	坂 本 晋 悟	〒661-0965 尼崎市次屋3-6-40	TEL 06-4256-1191 FAX 06-4256-1192
3.16	東部	一般利用	大和通商(株)	片 平 邦 秋	〒666-0112 川西市大和西1-29-7	TEL 072-786-8817 FAX 072-786-8817

退会届

退会年月日	支部名	種別	会社名	代表者名
3.2.28	但馬	一般	(有) 西 井 運 送	西 井 聡
3.1	東部	一般	北 関 東 ト ナ ミ 運 輸 (株)	池 明 彦
3.22	東播	一般	(有) 福 島 リ フ ト	西 尾 史 郎
3.31	神戸中央	一般	ヤマトグローバルエクスプレス(株)	永 田 輝 巳
3.31	北播	一般	門 上 建 設 (株)	門 上 倫 浩
3.31	東播	一般	(株) K H ロ ジ コ ム	堀 内 正 行
3.31	西播	一般	(株) ラ パ サ ー ビ ス	小 山 京 次

変更届

会員名簿ページ数	変更事項	旧	新
87	会社名	上野マリンサービス(株)	伊 勢 湾 防 災(株)
107	会社名	物 流 サ ー ビ ス(株)	(株)松 本 物 流
131	住所 TEL/FAX	(株)T I E S 加古郡稲美町中村1178-1 TEL 079-496-6500 FAX 079-496-6501	〒675-1112 加古郡稲美町六分一-1295-7 TEL 079-497-8080 FAX 079-497-8081
147	代表者	(株)関 西 物 流 大 竹 嘉 郎	大 竹 玉 己
158	住所 TEL/FAX	(株)パソナロジコム 神戸市中央区御幸通8-1-6 TEL 078-265-1260 FAX 078-242-7332	〒656-2401 淡路市岩屋2942-26 TEL 050-3821-8039 FAX 050-3821-8045

事務局からのお知らせ

下記のとおり異動がありましたのでお知らせします。

人事異動

一般社団法人兵庫県トラック協会

令和3年4月1日付

発令事項	氏名	現職
業務部次長 適正化事業指導員	藤井利行	適正化事業部次長 適正化事業指導員
適正化事業部次長 適正化事業指導員	高田勇作	適正化事業部主事 適正化事業指導員
適正化事業部主事 適正化事業指導員	棚田英治	業務部主事 適正化事業指導員

*

*



一般社団法人 兵庫県トラック協会青年部協議会



チャリティ・ボランティア事業として以下の団体へ寄付しました。

(公財) 交通遺児育英会	400,000円
(公財) チャイルド・ケモ・サポート基金	100,000円
認定NPO法人フローレンス	74,044円



適正化事業実施機関からのお知らせ

今月のテーマ（運行管理の1丁目1番地「適正な点呼」の実施について）

担当：適正化事業指導員 松井建治

今月は運行管理の1丁目1番地である「適正な点呼」の実施、なかでも巡回指導時によく見受けられる記録・保存方法に関する注意すべき点及び対面点呼実施の重要性について、事業者の皆さんから伺ったお話のご紹介を含めご説明します。

なお、次ページには「適正な点呼の実施及びその記録、保存」についてのポイントをまとめておりますので、自社の管理状態のチェックにご活用下さい。

巡回指導時によく見受けられる点呼の記録・保存方法に関する注意点

【点呼記録簿をエクセル等による電磁的な記録としてパソコンに保存している事業者さんの注意点】

コピー＆ペーストを多用することにより、パソコンの画面上だけでは記録内容についての十分な確認ができず、運転日報やタコグラフと突き合せた際に点呼日時や点呼方法等が全くデタラメな記録になっている場合が多々あります（不実記載にあたります）。また、点呼記録簿の保存期間は1年間と義務付けられており、「パソコンから出火し、データが消えてしまった」といった相談を受けたこともありますので、必ずバックアップを取るように心がけて下さい。

【運行管理者自身が記録するのではなく事務員さんやドライバー自身に記録させている事業者さんの注意点】

貨物自動車運送事業輸送安全規則（第20条8）には、「運行管理者は、運転者に対し点呼を行い、報告を求め、確認を行い、及び指示を与え、並びに記録し、及びその記録を保存し、並びにアルコール検知器を常時有効に保持すること。」とあります。

事務員さん等に記録させている場合、パソコンに保存する場合と同様、点呼執行者自身が記録するのは違い、記録内容の間違いに気づかず、デタラメな記録になっている場合が散見されます。また、ドライバー自身に記録させている事業者さんも見受けられますが（ドライバーによるセルフ点呼に該当）、点呼記録簿は点呼執行した者が記録するものであり、ドライバー自身が打刻するタイムカードではありませんので、十分注意して下さい。

【対面点呼の実施が難しい事業者さんの注意点】

貨物自動車運送事業輸送安全規則（第7条）には、「運行上やむを得ない場合を除き、乗務の開始又は終了が営業所の場合は、対面により点呼を行い、所定の事項について報告を求め、及び確認を行い、並びに事業用自動車の運行の安全を確保するために必要な指示をしなければならない。」とあります。裏を返せば、24時間いかなる時間帯であっても、所属営業所を発着するドライバーには対面点呼が必要であると解されます。

事業者さんによっては、種々の事情により、対面による点呼執行を100%実施することは難しいかもしれませんが、できる限り対面点呼の執行率が100%に近づくよう、運行管理補助者制度を活用する等の取組みを図って下さい。

事業者さんから伺った対面点呼実施の効果について

以下に、対面点呼実施の効果について、巡回指導時に事業者さんから伺ったお話をご紹介します。

【点呼の実施が疎かになってしまっていた事業者さんは…】

巡回指導での指摘を機に、対面による点呼執行を100%実施するよう改善した。当初は、深夜・早朝時間帯に出庫するドライバーのために出勤するのは体力的に辛かったが、1ヵ月も継続するうち、毎朝、ドライバーの顔を見て送り出すことが心地よくなってきた。また、ドライバーとの距離もグッと縮まり、社内の雰囲気も良くなってきた。

【脳疾患を患った経験がある社長（運行管理者兼務）さんは…】

乗務前点呼時の様子から、ドライバーの異変に気づき「あの時の自分と同じや」と直感で感じとることができた。その日の乗務を中止し、すぐに病院で検査を受けるよう指示したところ、軽度ではあったが脳疾患の症状があることが分かり事なきを得た。

【点呼時に必ずドライバーさんと握手をすることにしてしている事業者さんは…】

毎日、握手をすることにより、ドライバーの体温の変化や握り加減から、体調異常の有無や家庭等での心配事の有無にも気づくことができるようになった。また、ドライバーにも「事故無く戻ってきてくれよ」という管理者の想いが伝わるのか、事故率の減少につながった。

最後に、僭越ながら適正化事業指導員としての私見を書かせていただきます。

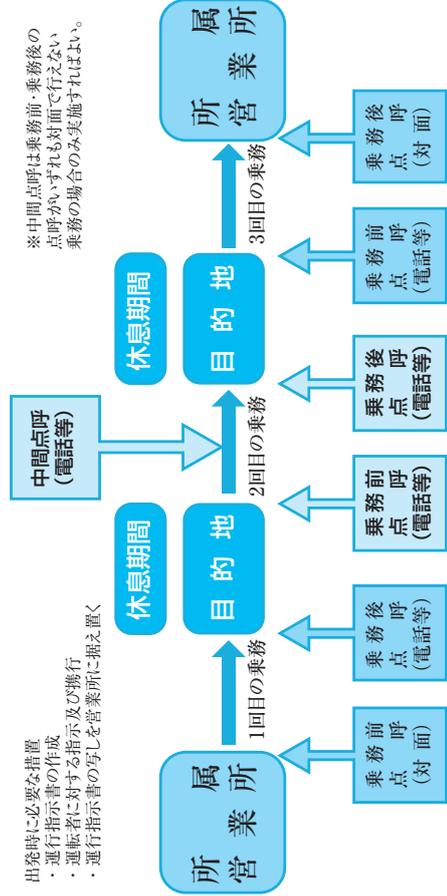
毎朝、近所の玄関先で、ミニバイクで出勤する娘さんをお母さんが準備を手伝いながら見送る光景を目にします。そこには「気をつけて行っておいでよ」という親の心配、想いを感じることができ、私は微笑ましくその様子を見ているのですが、点呼も全くそれと同じではないかと思うのです。

乗務前には「いってらっしゃい、気をつけて行っておいでよ」、乗務後には「おかえり、お疲れさん」と声をかける。法的な制約が色々ありますが、点呼とは人と人との当たり前のコミュニケーションの一形態であり、それ以上でもそれ以下でもないのではないのでしょうか。事業者のみなさんはどのように思われますか。

適正化実施機関による巡回指導項目のチェックポイント

指導項目	法・規則・条項等	帳票類等	チェックポイント	備考
<p>点呼の実施及びその記録、保存は適正か。</p>	<p>事業法 17条4項、29条 施行規則 16条 安全規則 7条</p>	<p>点呼記録簿 点呼執行要領 乗務等の記録 (運転日報) 運行管理規程 運行管理者資格者証 運行管理者講習手帳 IT点呼に係る報告書 管理受委託許可申請書 運行記録計による記録 (チャート紙等) 運行指示書</p>	<p><input type="checkbox"/> 乗務の開始又は終了が営業所の場合は、対面点呼を行っているか。特に早期・深夜等に出発・到着する運転者についても、確実に対面により実施されているか(電話等による間接点呼や運転者自身によるセルフ点呼はないか)。</p> <p><input type="checkbox"/> 乗務前、乗務後の点呼がいずれも対面で行えない場合(運行上やむを得ない場合)は、乗務の途中に電話等による中間点呼を行っているか。</p> <p><input type="checkbox"/> 点呼執行者の資格及び実施は適切か。特に、選任・届出された運行管理者による点呼が総回数の3分の1を下回っていないか。</p> <p><input type="checkbox"/> 荷主先や関連会社等への常駐及び車両持ち帰りがどうか。</p> <p><input type="checkbox"/> 営業所又は営業所の車庫に、アルコール検知器を備え付け、点呼の際に使用しているか。また、使用するアルコール検知器は、常時有効に保持されているか。なお、対面だけでなく電話その他の方法で点呼する場合、運転者にアルコール検知器を携帯させているか、又は、当該乗務車両にアルコール検知器を設置しているか。</p> <p><input type="checkbox"/> IT点呼・受委託点呼を実施している営業所については、通達に基づき、適切に実施・管理されているか(運輸支局等への届出及び運行管理規程への記載が必要)。</p> <p><input type="checkbox"/> 点呼記録簿に点呼の内容・結果・報告・指示等の記録項目は確実に記載されているか。また、点呼記録簿が1年間保存されているか。</p>	<p>運行管理者は、運転者に対して点呼を行い、報告を求め、確認を行い、及び指示を与え、並びに記録し、及びその記録を保存し、並びにアルコール検知器を常時有効に保持すること。</p> <p>「運行上やむを得ない場合」とは、遠隔地で乗務を開始または終了するため、乗務前点呼または乗務後点呼において対面点呼が実施できない場合をいい、車庫と営業所が離れている場合及び深夜・早朝の場合同等は、「運行上やむを得ない場合」に該当しない。</p> <p>アルコール検知器を常時有効に保持することは、電源が確実に入るか、損傷が無いかを毎日確認し、アルコールの検知状況が適切かを1週間に1回以上確認すること。</p>
<p>【乗務前・中間点呼】</p> <p>① 点呼執行者名 ② 運転者等の氏名 ③ 自動車登録番号又は識別記号</p> <p>④ 点呼日時 ⑤ 点呼方法 (対面でない場合はその具体的方法)</p> <p>⑥ アルコール検知器の使用の有無 ⑦ 酒気帯びの有無 ⑧ 疾病、疲労、睡眠不足等の状況 ⑨ 日常点検の状況 (乗務前点呼のみ)</p> <p>⑩ 指示事項 ⑪ その他必要な事項</p> <p>【乗務後点呼】</p> <p>① 点呼執行者名 ② 運転者等の氏名 ③ 自動車登録番号又は識別記号</p> <p>④ 点呼日時 ⑤ 点呼方法 (対面でない場合はその具体的方法)</p> <p>⑥ アルコール検知器の使用の有無 ⑦ 酒気帯びの有無 ⑧ 自動車、道路及び運行の状況 ⑨ 交替運転者に対する通告</p> <p>⑩ その他必要な事項</p>				

中間点呼及び運行指示書が必要となる運行例



協会日誌

月日	行事名	場所	月日	行事名	場所
3・3	兵庫地区渋滞対策協議会(オンライン)		3・23	兵庫県交通安全協会 定例理事会	楠公会館
5	初任運転者講習	兵ト協	24	近ト協 幹事会	大ト協
7	運行管理者試験	神戸フアット ジョンマート		－ 4月の予定－	
8	兵ト協 正副会長会議	兵ト協	4・6	春の全国交通安全運動(～ 15日)	
	兵ト協 役員選考委員会	兵ト協	7	自動車関係団体連絡会議	兵庫県自 動車会館
	兵ト協 常任理事会・総務委員会合同会議	兵ト協	8	全ト協 全国専務理事業務連絡会議	アルカディア 市ヶ谷(東京都)
	KTS 正副会長会議	兵ト協	12	KTS 正副会長会議	京 都
9	兵庫県環境審議会大気環境部会	ラ ホ ー セル	15	適正化事業実施機関評議委員会	三宮東急 REIホテル
10	トラックの日行事検討プロジェクト会議	兵ト協		兵庫県環境審議会大気環境部会	県民会館
	自動車関係団体連絡会議	兵庫県自 動車会館	21	全ト協 重量部会常任委員会	全ト協
11	全ト協 理事会	第一ホテル京 東		三木会	兵ト協
	全ト協 全国適正化事業実施機関本部長会議	第一ホテル京 東		－ 5月の予定－	
12	近畿ブロック適正化指導員研修会	大 阪 KKR	5・7	兵ト協 監事監査	兵ト協
	天狼会 定例会	兵ト協	10	兵ト協 物流政策・交付金委員会	兵ト協
	兵青協評議員会	兵ト協	13	安全性評価事業(Gマーク)説明会	西 部 研 修 会 館
15	関西災害時物資供給協議会「総会」(オンライン)		19	安全性評価事業(Gマーク)説明会	兵ト協
17	三木会	兵ト協		KTS 正副会長会議	滋 賀
	神戸市危険物安全協会 理事会	ホテル北野 フラザ六甲荘	21	兵ト協 正副会長会議	兵ト協
19	兵ト協 理事会	兵ト協		兵ト協 役員選考委員会	兵ト協
23	近畿ブロック女性協議会会議	グランヴィア 阪 天		兵ト協 常任理事会・総務委員会合同会議	兵ト協
	神戸港保安対策協議会情報伝達訓練	兵ト協			